

国地契第91号
国官技第377号
国北予第37号
平成28年3月25日

各地方整備局総務部長 殿
各地方整備局企画部長 殿
北海道開発局事業振興部長 殿

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
北海道局予算課長
(公印省略)

複数年度にわたる維持工事に係る請負代金額の変更に関する特例措置について

複数年度にわたる維持工事（以下単に「維持工事」という。）の積算方法については、今般、「土木工事工事費積算要領及び基準の運用について」（平成28年3月14日付け国官技第348号）をもって、年度ごとに工事内容を分けて積算することとされたところである。

これに伴い、下記のとおり維持工事に係る請負代金額の変更に関する特例措置を定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

第一 特例措置の対象工事

本特例措置の対象工事は、平成28年4月1日以降に契約を締結する維持工事で、その請負契約に係る予定価格の積算を平成27年度国土交通省土木工事標準積算基準書に基づき行っているものとする。

第二 特例措置の取扱い

- (1) 対象工事の受注者は、工事請負契約書（「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）の別冊をいう。以下同じ。）第55条の規定に基づき請負代金額の変更の協議を請求することができるも

のとする。

- (2) (1) の場合における変更後の請負代金額は、次の方式により算出される額とする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「P_新」及び「k」は、それぞれ次に掲げるものとする。

P_新：当初契約に係る予定価格について、その単価及び物価に関し、平成28年4月1日から適用する平成28年度国土交通省土木工事標準積算基準書に基づき新たに算出し直したもの

k：当初契約時点における落札率

- (3) 本特例措置の対象工事は、「総価契約単価合意方式の実施について」（平成28年3月14日付け国地契第79号、国官技第360号、国北予第33号）記2.の対象工事として、同方式を適用するものとする。

第三 その他

落札後で、工事請負契約書作成前の工事にあつては、落札者に対し本特例措置が適用されることがある旨を説明した上で契約を締結するものとする。